


令和4年度児童福祉施設等 指導監査結果報告書



吹田市福祉部福祉指導監査室



第1 指導監査の実施状況

目的



吹田市では、「児童福祉法」、「吹田市社会福祉法人等指導監査要領」等に基づき、指導監査を実施しています。関係法令・設置基準等に照らしながら、必要な助言及び指導又は、改善を求めることにより、施設等のサービスの質の確保及び利用者支援の向上並びに適正な運営が確保されることを目的としています。

実施状況

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、状況を注視しながら指導監査の実施を判断いたしました。その結果、拡大防止等の観点から、一部の施設等において書面による確認への切り替えや実施の見送りとなりました（次年度再実施予定）。

一般的な指導監査の流れ

① 施設調書・現況報告書等の提出



② 指導監査実施通知を送付



③ 指導監査の実施



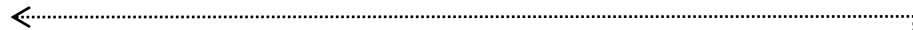
④ 監査結果通知の送付



⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）



⑥ 改善状況報告書の確認・再指導



次回監査
への反映

施設・事業区分別指導監査実施状況

区 分	対象数 (A)	実施数(内) (B)※2	実施割合 (B/A)※3
公 立 保 育 所	13	13 _(内0)	100%
私 立 保 育 所	34	34 _(内13)	100%
幼保連携型認定こども園 (公立3館、私立13館)	16	5 _{(内0)※4}	31%
小規模保育事業等	46	46 _(内0)	100%
児 童 館 (公立12館、私立1館)	13	12 _(内0)	92%
認 可 外 届出対象施設※1	59	31 _(内0)	53%
保 育 施 設 届出対象外施設※5	1	0	0%
合 計	182	141 _(内13)	77%

※1 居宅訪問型22施設と企業主導型14施設を含む。

※2 ()内は実施数のうち書面による確認数。

※3 実施割合は、小数点以下四捨五入しています。

※4 指導監査の頻度について定めはなく、児童福祉施設が原則として1年に1回以上実地調査を行うこととの均衡に留意して実施していきます。

※5 店舗等にて顧客の乳幼児を保育する施設等が該当。

今年度の実施状況について

(1) 公立保育園

感染防止対策を取ったうえで、対象の13園すべてに対し、実地により指導監査を実施しました。なお、実施に当たっては、児童との接触を避ける観点から、現地確認（施設内確認）は基本的に実施せず、特に必要と認められる場所のみの実施としました。

(2) 私立保育園

34施設のうち21施設は実地により指導監査を実施しました。残りの13施設については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、書面による確認に切り替えて実施しました。

(3) 幼保連携型認定こども園

16施設のうち5施設について実地により指導監査を実施しました。指導監査の頻度について定めはありませんが、児童福祉施設が原則として1年に1回以上実地調査を行うこととの均衡に留意して実施していきます。

(4) 小規模保育事業等

46施設全ての施設について、感染防止対策を取ったうえで実地により指導監査を実施しました。

(4) 児童館

令和4年度に新規に設置された公立1施設を含め、公立の児童館12館については、感染防止対策を取ったうえで実地により指導監査を実施しました。

民間の1館については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止及び運営状況等も考慮し、今年度の実施を見送りました。

(5) 認可外保育施設

- ① 施設型38施設のうち、15施設に対し、実地により立入調査を実施しました。残る23施設は、新型コロナウイルス流行等により今年度の実施を見送りました。
- ② 居宅訪問型22施設の立入調査は、現在開設している全16施設に対して、国の指針に基づき、立入調査に代えて集団指導（講習等の方法）を実施しました。

第2 指導監査・立入調査の実施結果

区 分		文書指摘施設数	文書指摘件数	口頭指摘件数
公 立 保 育 所		13/13	18	20
私 立 保 育 所		6/34	31	103
幼保連携型認定こども園		2/5	9	47
小規模保育事業等		5/46	10	19
児 童 館		0/12	0	0
認 可 外 保 育 施 設	届出対象施設等	5/31	5	0
	届出対象外施設	—	—	—
計		31/141	73	189

※ 文書指摘のある場合は、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行っています。軽微な指摘は
監査時に口頭で指摘し、改善を指導しています。

公立保育所

(1) 主な指摘事項

職員配置について、各保育所の職員配置状況を精査し、早急に必要な対応を行い適正な職員配置をとるよう指導しました。保育所がみなし保育士を配置する場合は、配置要件を確認し、配置人数等を保育所と所管部署で情報共有するよう指導しました。

消防用設備など安全点検結果を踏まえ、危険箇所・老朽化に伴い不具合が発生している設備については、早急に修繕等を行う必要があると指導しました。

(2) 総評

保育計画について、職員会議で定期的に振り返りを行い、次期計画へと反映させる循環的な取組が実践されています。配慮を必要とする子どもについては、職員間での共有が図られ、細やかな対応をされていました。また、保護者との日々のコミュニケーションも積極的に取られていました。

今後も安定的に質の高い保育が提供できるよう、各保育所の職員状況を確認し、保育従事者の確保及びその資質向上に対する取組を継続的に行うとともに、引き続き施設の安全点検結果等を踏まえた危険箇所の修繕等を行う必要があると考えます。

私立保育所・幼保連携型認定こども園

(1) 主な指摘事項

職員処遇については、人権や虐待防止等の研修に積極的に参加するように指導したほか、ハラスメントの防止について就業規則に規定するように指導しました。

利用者支援については、苦情解決について、体制の周知や苦情解決実績の公表を図るように指導したほか、保育所の自己評価の内容が公表されていない園に対し、ホームページ等で公表するように指導しました。また、事故やヒヤリハット事例の記録が不十分な園に対しては、適切に記録を残し、原因究明のために事例分析を行うように指導しました。

食事提供については、給与栄養量が低い園に対しては、給食献立内容の見直しを行うように指導したほか、献立表の記載内容が不十分である園に対して、適切に作成するように指導しました。

会計については、適切な勘定科目で計上するように指導したほか、計算書類の注記、附属明細書の不備について、適切に作成するように指導しました。

(2) 総評

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に十分配慮されたうえで、概ね良好な運営が行われていました。

また、保育士の待遇改善が求められる中で、風通しが良く、働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組まれています。

今後についても、引き続き、より質の高い保育の提供に努めていただきたいと思います。

小規模保育事業所等

(1) 主な指摘事項

職員処遇については、非常勤職員との労働条件を雇用時に文書で明示すること、タイムカード、ICカード、使用者の現認等客観的な記録による出退勤管理等を指導しました。食事提供については、給食材料の発注量の見直しや適切な保存食のとり方、おやつ献立表に材料名の記載が必要なことを指導しました。

(2) 総評

概ね良好な運営がなされておりました。なお、就業規則の適正な整備、苦情解決システム第三者委員の選任、保育所の自己評価、苦情解決実績公表等について助言を行いました。

児 童 館

(1) 主な指摘事項

施設において、一部修繕が必要な箇所が見受けられましたので児童が安全に利用できるよう、今後とも必要な施設整備を行うよう助言しました。

(2) 総評

各館・センターにおいて、定期消毒や人数制限などの新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、育児教室など地域の子育て支援に取り組まれています。

また、毎月開催されている職員会議で、コロナ禍で実施できる行事の検討や子どもの様子の共有が行われ、子どもの居場所作りに尽力されています。

認可外保育施設

(1) 主な指摘事項

保育室が2階以上にある施設において、それぞれ認可外保育施設指導監督基準で定める条件を満たしていない施設に対し、基準を守ることがを指摘しました。居宅訪問型保育事業については、調乳を行う場合は検便を実施すること、職員の健康診断を採用時及び年1回実施し、その記録を保存するよう指導しています。

(2) 総評

特に保育従事者の適正な配置、事故防止対策、安全性の確保、利用者へのサービス内容の周知等について重点的に確認を行いました。その結果、概ね良好な運営がなされていると認められます。また、送迎バスを有する2施設に対して実地調査を行い安全対策を確認しました。

認可外保育施設における児童の安全確保に関する取組は、認可外保育施設指導監督基準に規定されていますが、基準改正後も安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育を行うことが求められます。

第3 特別監査の実施結果

特別監査は施設職員からの通報や利用者から寄せられた情報等により、人員、設備及び運営に関する基準等の違反や施設運営に不正がまたは著しい不正が認められる場合、又はその疑いがある場合に実施します。

令和4年度は、幼保連携型認定こども園の1園について、法令で定める就学前の子どもに関する職員配置の基準を満たしていないことが認められたため、特別監査を行いました。

改善が認められ、改善報告は受理しましたが、継続して改善内容を確認していきます。